



幸田町介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から
「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています



幸田町 福祉課 介護保険グループ

(平成28年12月22日 事業所説明会資料 一部抜粋・一部改正)



総合事業の概要



介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

市町村を中心に、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を目指す

キーワードは

- 地域の実情に応じて
- 多様な主体による多様なサービスの充実
- 効果的かつ効率的な支援

地域支援事業等の見直しの全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付
(要支援1・2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1・2)

介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1・2、総合事業対象者等)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス
 - ・ 介護予防支援事業 (ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

多
機
化

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

充
実

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

訪問/通所介護の総合事業への移行概要

＜現行＞

予防給付によるサービス

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防通所介護

- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防特定施設入所者生活介護
- ・介護予防短期入所者生活介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修 など

＜見直し後＞

新しい総合事業によるサービス
(介護予防・生活支援サービス事業)

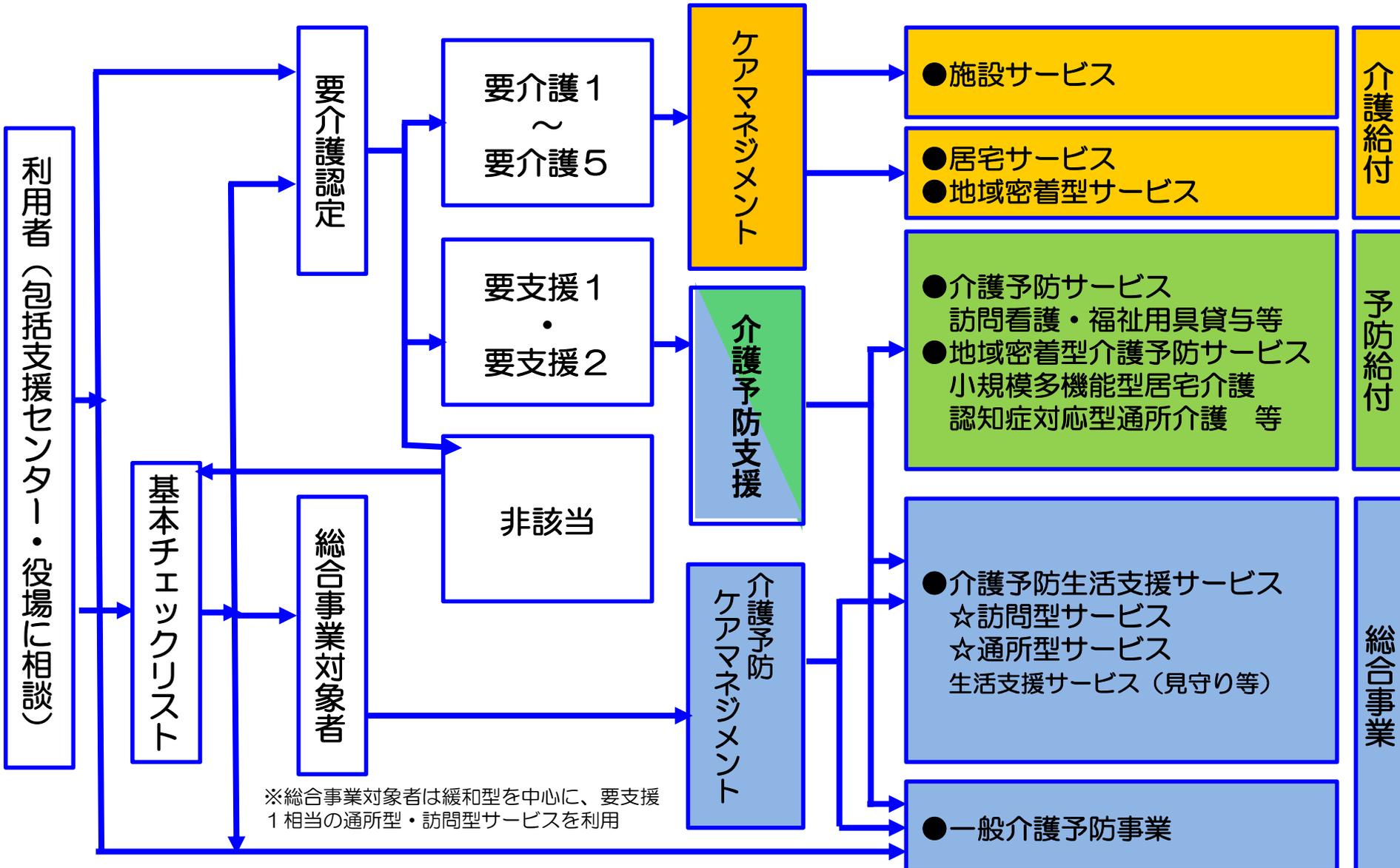
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
(見守り等)

平成29年度

従来(平成28年度以前)どおり
予防給付で行う

総合事業等の利用の手続き

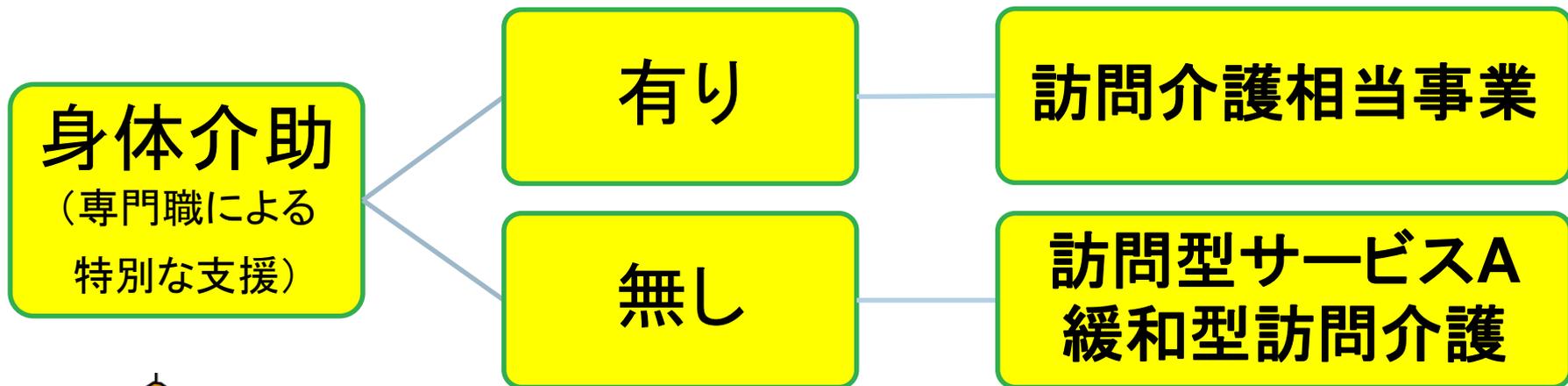
※一般介護予防事業以外のサービス
利用希望の場合、新規申請の場合は
原則的には要介護認定申請



幸田町の総合事業



訪問型サービスの選択フロー



おむつ交換や洗身等の身体介護の有無を大きな目安として考えますが、認知症や疾病等により専門職による特別な支援が必要かどうかで判断します。

訪問型サービス

	訪問介護相当事業	訪問型サービスA 緩和型訪問介護
サービス対象者	総合事業対象者、要支援1、要支援2	
必要なケアプラン	ケアマネジメントA	
提供するサービス	旧介護予防訪問介護と同様	<p>おむつ交換・洗身等の身体介護を伴わない生活援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ●掃除や整理整頓 ●食事の準備や調理 ●生活必需品の買い物や同行等

※ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）とは

予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。モニタリングについてはおおむね3ヶ月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。

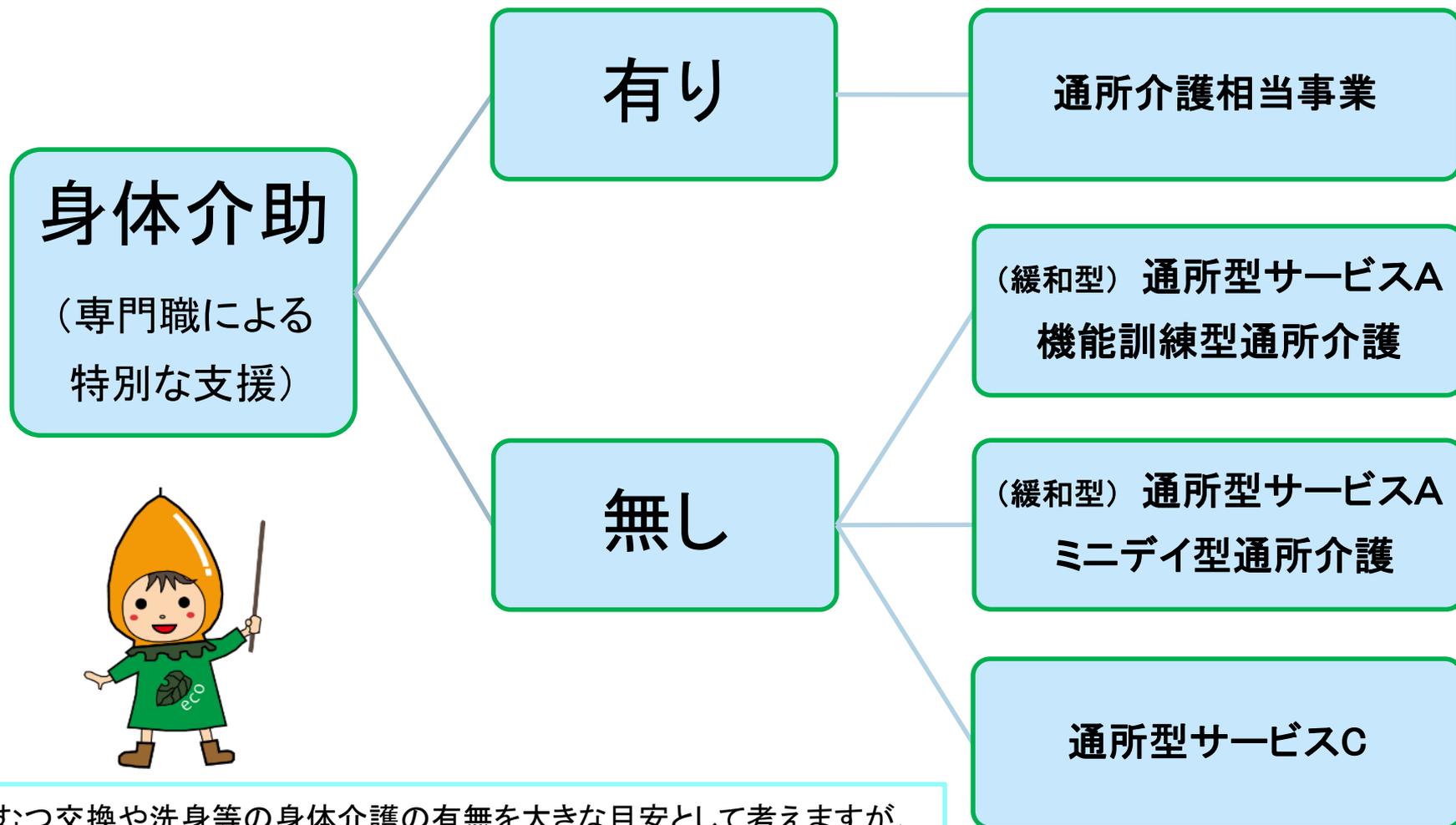
訪問型サービス

	訪問介護相当事業	訪問型サービスA 緩和型訪問介護
サービス提供の頻度	旧介護予防訪問介護と同様 ※訪問型サービスAとの併用不可	1週間120分まで (最低利用時間数は1回30分 以後15分単位で延長可)
事業所の指定/委託	幸田町指定	
設備基準	旧介護予防訪問介護と同様	
人員基準等	旧介護予防訪問介護と同様	①管理者:専従1以上(非常勤でも可) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の 他事業等の職務に従事可 ②従事者:1以上の必要数 ※現行通りのほか、町長が指定する研修受講 修了者 ③サービス提供責任者:従事者のうち 利用者40人に1以上 ※サービス提供責任者の業務に主として従事 する者が1人以上配置されている等の 事業所は利用者50人に1以上
運営基準	旧介護予防訪問介護と同様	

訪問型サービス

	訪問介護相当事業	訪問型サービスA 緩和型訪問介護
基本報酬額	旧介護予防訪問介護と同様 【月額報酬】 ①週1回:1,168単位 ②週2回:2,335単位 ③週2回超:3,704単位(要支援2のみ) ※加算:現行の介護予防訪問介護と同じ (1単位:10.21円)	旧介護予防訪問介護の約84% 【月額報酬】 ①週60分利用(所要時間合計60分以下):980単位 ②週120分利用(所要時間合計61分以上120分以下): 1980単位 ※最低利用時間数は1回30分以後15分単位で延長可 ※加算:無し (1単位:10.21円)
請求の方法	国保連経由	国保連経由
利用者負担	1割または2割または3割	1割または2割または3割 例:1割の場合:60分/W=1,000円/月 120分/W=2,000円/月
限度額	要支援1及び事業対象者:5,003単位 要支援2:10,473単位	

通所型サービスの選択フロー



おむつ交換や洗身等の身体介護の有無を大きな目安として考えますが、認知症や疾病等により専門職による特別な支援が必要かどうかで判断します。

通所型サービス

	通所介護相当事業	基準緩和① 通所型サービスA 機能訓練型通所介護	基準緩和② 通所型サービスA ミニデイ型通所介護
サービス 対象者	総合事業対象者、要支援1、要支援2		
必要な ケアプラン	ケアマネジメントA		
提供する サービス	旧介護予防通所介護と同様	機能訓練指導員の配置があり、 機能訓練が実施可能な利用を 想定 ※原則として、身体介護を要しないこと	閉じこもり予防や介護負担の軽 減等生活行為向上のための支 援を必要とする利用を想定 ※原則として、身体介護を要しないこと

※ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）とは

予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。モニタリングについてはおおむね3ヶ月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。

通所型サービス

	通所介護相当事業	基準緩和① 通所型サービスA 機能訓練型通所介護	基準緩和② 通所型サービスA ミニデイ型通所介護
サービス提供頻度	旧介護予防通所介護と同様 ※通所型サービスAとの併用不可	2～3時間 ※他の通所型サービスとの併用不可	3～5時間 ※他の通所型サービスとの併用不可
事業所の指定/委託	幸田町指定		
設備基準	旧介護予防通所介護と同様		
人員基準等	旧介護予防通所介護と同様	①管理者:専従1以上(非常勤でも可) ※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能 ②介護職員:1以上の必要数 ③機能訓練指導員:1以上 ※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能	①管理者:専従1以上(非常勤でも可) ※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能 ②介護職員:1以上の必要数
運営基準	旧介護予防通所介護と同様		

通所型サービス

	通所介護相当事業	基準緩和① 通所型サービスA 機能訓練型通所介護	基準緩和② 通所型サービスA ミニデイ型通所介護
基本報酬額	<p>【月額報酬】</p> <p>①週1回:1,647単位</p> <p>②週2回:3,377単位</p> <p>※加算:現行の介護予防訪問介護と同額 (1単位:10.14円)</p>	<p>旧介護予防通所介護の約79%</p> <p>●1回240単位</p> <p>※要支援1の報酬単価 1,647×12か月÷52週÷380単位 (380+15単位(処遇改善I相当)) ×0.60÷240(10未満四捨五入)</p> <p>※加算:送迎加算30単位(片道1回) (1単位 10.14円)</p>	<p>旧介護予防通所介護の約95%</p> <p>●1回300単位</p> <p>※要支援1の報酬単価 1,647×12か月÷52週÷380単位 (380+15単位(処遇改善I相当)) ×0.76÷300(10未満四捨五入)</p> <p>※加算:送迎加算30単位(片道1回) (1単位 10.14円)</p>
請求の方法	国保連経由	国保連経由	国保連経由
利用者負担	1割または2割		
限度額	<p>要支援1及び事業対象者: 5,003単位</p> <p>要支援2:10,473単位</p>	<p>週1回程度:1,647単位</p> <p>週2回程度:3,377単位</p> <p>要支援1及び事業対象者:5,003単位</p> <p>要支援2:10,473単位</p>	

基本チェックリストの実施対象者と 要介護認定申請書の提出対象者について



区分		短期集中型のサービスCや、 緩和型の訪問型・通所型 サービスのみ利用したい人	緩和型の訪問型・通所型サービス 以外を利用したい人や、要介護認定 が必要な場合
新規の方 ※原則要介護認定申請		基本チェックリストの実施 (短期集中型のサービスC利用希望者)	要介護認定申請
更新	要介護認定者	要介護認定更新申請	
	要支援認定者	基本チェックリストの実施	要介護認定申請
区分変更	要介護認定に なる見込みの者	要介護認定申請	
	要支援認定に なる見込みの者	要介護認定区分変更申請	要介護認定区分変更申請
第2号被保険者		要介護認定申請	

事業所の指定について



総合事業開始後の事業所指定について

(訪問介護・通所介護)

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者（指定申請等提出先）
介護 給付	訪問（通所）介護	指定訪問（通所）介護事業所の指定	愛知県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所の指定	幸田町
総合 事業	訪問介護・通所介護 相当事業サービス	総合事業における訪問（通所）介護通 所介護相当 のサービス事業所の指定	幸田町
	訪問（通所）型 サービスA	総合事業における訪問（通所）型サー ビスAの事業所の指定	幸田町